

神奈川県立循環器呼吸器病センター地域医療連携ネットワークシステム運用要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「当センター」という。）が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、利用者とは、本要領に定める方法で申請を行い、当センターにてネットワークシステムの利用を認めたものとする。

(利用者の責務)

第3条 利用者は、当センターから付与された ID/パスワード(以下「ID/パスワード」という。)でログインすること。また、ID/パスワードは、利用者登録を行った者が従事する施設の職員を含め、利用者以外の者に利用させないこと。

2 利用は、閲覧のみに限定し、得られた情報を公開、複製又は他に提供しないこと。

3 利用者は、ネットワークシステムにて得られた情報を適正に利用し、診療サービスの提供又は学術研究の目的以外に使用しないこと。なお、学術研究の目的のために使用する場合は、個人情報秘匿すること。

4 ネットワークシステムを利用するにあたっては、次に掲げる要件を満たしたシステム環境で、閲覧すること。なお、システム環境の整備に係る費用は、利用者が負担すること。

ア インターネットに接続していること。

イ Internet Explorer6.0 以上が動作すること。

ウ 当センターから CD 等で配布された VPN ソフトを用いて VPN 接続を行うこと。また、接続時は、当センターから配布された VPN 専用の ID/パスワードを使用すること。

エ ウイルス対策ソフトがインストールされ、常に最新のウイルス定義に更新されていること。

5 利用者は、ネットワークシステムで得られた情報については、著作権法、個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例、医師法、医療法、健康保険法及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関連規定を遵守した取り扱いを行う他、自施設のカルテ等の診療情報と同等の厳格な取り扱いを行うこと。

6 自施設の診療情報の情報公開請求等があった場合、ネットワークシステムで得られた当センターの診療情報の内容は、開示しないこと。

7 ネットワークシステムへの不正アクセス、改ざん、その他ネットワークシステムの管理及び運営を阻害するような行為は、一切行わないこと。また、不正な利用等により当センターに損害を与えた場合、その損害を賠償すること。

(患者の同意)

第4条 当センターは、患者の同意が得られた場合に限り、利用者に対してのみ、電子化した診療情報の公開を行う。

2 患者は、いつでも同意取下書（様式9）を当センターに提出することにより、前項の同意を取り下げることができる。この場合、当センター所長（以下「所長」という。）は、直ちに前項の公開を停止するとともに、公開を停止した旨を該当する利用者に連絡しなければならない。

（公開対象となる情報の範囲）

第5条 当センターが公開を行う診療情報の内容は、画像及びこれに係るレポートとする。

（公開する情報の期間）

第6条 当センターが公開を行う診療情報は、平成28年10月3日以降のものとする。

（利用者登録）

第7条 次のいずれかに該当する者は、利用者登録を受けることができない。

ア 不当な手段により利用者登録を受けたことがある者

イ 不正使用したことがある者

ウ 利用者登録の取り消しを受けたことがある者

エ その他所長が登録を行うことについて、不適格であると認めた者

2 第3条第1項の規定により、ID/パスワードの付与を受けようとする者は、利用者登録申請書（様式1）を所長に提出しなければならない。

3 所長は、申請書が到達してから30日以内に、申請書の内容を審査し、利用を認めた場合は利用者登録を行い、利用者登録完了通知書（様式2）により申請者へ通知しなければならない。なお、審査の結果、利用者登録ができない場合、その旨を通知しなければならない。

4 所長は、前項の利用者登録の内容を記載した利用者台帳（以下「台帳」という。）を整備しなければならない。台帳には、次に掲げる事項を登録する。

ア 利用者の氏名、生年月日及び性別

イ 利用者が従事する施設

ウ 利用者の職種

エ VPN 接続用利用者 ID 及び閲覧用利用者 ID

5 利用者は、前項により登録された内容に変更が生じた場合、速やかに変更届出書（様式3）を所長に提出しなければならない。ただし、接続する端末を変更する場合又は従事する施設が変更する場合で、システムの環境を変更するときは、再度第2項の申請を行わなければならない。この場合、所長は、届出受理後に、速やかに台帳の内容を変更するものとする。

6 利用者は、利用者登録の取消しを行う場合は、登録取消届出書（様式4）を所長に提出しなければならない。この場合、所長は、届出受理後に、速やかに利用者登録の取消しを行い、台帳から削除するものとする。

（利用者への公開の方法）

第8条 利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。ただし、所長が認めた連携医療施設である紹介元施設については、当センターで利用同意書の取得を行うことができる。

ア 利用者が、患者から同意書（紹介元施設への公開用）（様式5）を取得し、保管するとともに、写しを2部取り、1部を患者に交付し、1部を次号により取り扱う。

イ 患者に、紹介状と利用同意書の写しを併せて手交し、当センター初診日に持参するよう案内する。

ウ 当センター職員が、患者が持参した利用同意書の写しの内容を確認し、原則として当センター初診日から3日（休診日を除く。）以内に、電子化した診療情報の公開処理を実施する（患者の当センター初診日は、紹介状に対する初回報告書の郵送をもって利用者へ通知する。）。

（紹介先施設への公開の方法）

第9条 紹介先施設（当センターからの紹介状を受け取った施設をいう。以下同じ。）に従事する利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。

ア 当センターの医師が紹介状を作成する。

イ 紹介状を患者に手交し、紹介先施設へ持参させる。ただし、所長が認めた連携医療施設である紹介先施設については、当センターで利用同意書の取得を行うことができる。

ウ 利用者登録を行った者が、患者から利用同意書（紹介施設への公開用）（様式6）を取得し、写しを2部取り、1部を当センターへ送付する。

エ 当センター職員は、送付された利用同意書の写しの内容を確認し、原則として同意書到達日から3日（休診日を除く。）以内に、電子化した診療情報の公開処理を実施する。

（人事異動等による継続利用等）

第10条 人事異動等により担当医師に変更が生じた場合、利用者登録を行った後任の医師が、継続利用申請書（様式7）を当センターへ送付することにより、後任の医師は継続して該当患者に係る電子化した診療情報の公開を受けることができる。

2 所長は、継続利用申請を承認した場合、原則として継続利用申請書到達日から3日（休診日を除く。）以内に、公開先利用者の変更処理を実施する。

3 人事異動等により担当医師に変更が生じた場合で、継続利用の必要がないときは、利用者は、利用停止届出書（様式8）を所長に提出しなければならない。この場合、所長は、原則として利用停止届出書到達日から3日（休診日を除く。）以内に、公開を停止する。

（所長による公開の停止）

第11条 所長は、利用者が次のいずれかに該当する場合、該当する利用者に対する情報の公開をすべて停止する。

ア 不正又は不当な利用が認められた場合

イ この運用要領に反する利用が認められた場合

2 所長は、1年以上閲覧の履歴がない、又は情報の公開が不適格であると認められる患者に係る情報の公開を、利用者へ事前の通知を行うことなく停止することができる。

（利用者登録の取り消し）

第12条 所長は、次のいずれかに該当する場合、利用者登録を取り消すことができる。

ア 不当な手段により利用者登録を行った者

イ ネットワークシステムを不正に使用した者

ウ 前条第1項の規定により公開の停止を受けた者

エ その他不適格であると認めた者

（利用時間）

第 13 条 ネットワークシステムは、常時利用可能とする。

(システムの保守点検及び修理)

第 14 条 所長は、保守点検のため、予告なく一時的に利用を停止することができる。

2 所長は、ネットワークシステムの障害発生等の際には、直ちにシステムを停止し、復旧のために必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項によるネットワークシステムの停止中は、代替手段の提供は行わない。

(免責事項)

第 15 条 ネットワークシステムの利用において発生した利用者のいかなる損害に対しても、原因の如何を問わず、当センターは一切の責任を負わない。

(その他)

第 16 条 所長は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本要領を変更することができる。ただし、変更後には、速やかに利用者にもその内容を通知し、利用者は、これに従わなければならない。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。